

宇土市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱

令和5年11月10日

教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇土市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、宇土市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者へ提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）に広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）を募ることにより、雑誌コーナーの充実を図るものとする。

3 図書館は、提供雑誌の最新号に広告を掲載したカバーを付して雑誌コーナーに配架し、利用者の閲覧に供するものとする。

(雑誌スポンサーの対象者)

第3条 雑誌スポンサーになることができるのは企業、団体、個人事業主とする。

(掲載の規格)

第4条 第2条第3項のカバー表面に掲載する広告の大きさは縦4センチメートル以内、横13センチメートル以内、地色は白色、文字は黒色とし、カバー裏面に掲載する広告の大きさは、そのカバーに収まるサイズのものであって、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを利用することとする。

(広告掲載基準)

第5条 掲載する広告は、宇土市ホームページ広告掲載基準（令和2年告示第86号）に適合するものでなければならない。

(雑誌スポンサーの期間)

第6条 雑誌スポンサーの期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし、4月1日以降に雑誌スポンサーとなることが決定した場合は、決定日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 雑誌スポンサーに応募しようとする者は、宇土市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、本要綱に定める基準に基づき、広告掲載の可否を決定し、宇土市立図書館雑誌スポンサー（決定・却下・取消・中止）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。この場合において、同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、先着順により決定を行うものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、広告を掲載する期間の雑誌代相当分として教育委員会が決定する額とする。なお、広告掲載料決定後に対象雑誌の価格等に変動があった場合でも、広告掲載料は変更しない。

2 広告掲載料は、前納とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 雑誌スポンサー期間中に対象雑誌が休刊、廃刊した時は、図書館と協議の上、別の雑

誌に広告を振り替えることができるものとする。

- 4 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、雑誌スポンサーの責めによらない理由により広告掲載ができなくなった場合はこの限りでない。

(雑誌スポンサー期間の延長)

第9条 教育委員会は、雑誌スポンサー期間終了日の1月前までに雑誌スポンサーに対し、翌年度の広告掲載料を提示した上で、雑誌スポンサー期間延長の意思確認を行うものとする。

- 2 雑誌スポンサーを継続する意思が確認できた場合は、教育委員会は宇土市立図書館雑誌スポンサー（決定・却下・取消・中止）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載の責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消等)

第11条 教育委員会は、雑誌スポンサーが、第5条に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 申込書に、虚偽の内容があったとき。
- (3) 倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (4) 書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

- 2 教育委員会は、市の都合により広告の掲載を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

3 教育委員会は、前2項の理由により広告掲載を取り消し、又は中止した場合は、宇土市立図書館雑誌スポンサー（決定・却下・取消・中止）通知書（様式第2号）により雑誌スポンサーに通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和8年教委告示第6号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

宇土市教育委員会
教育長 様

申込者 住所
会社・団体名
代表者名

宇土市立図書館雑誌スポンサー申込書

弊社は、宇土市立図書館の事業に賛同し、また、宇土市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱第7条第1項の規定により、必要書類（カバーに収まるサイズの広告図案、会社概要等）を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、スポンサーに決定されましたなら、提供雑誌に係る広告掲載に関し、次のとおり誓約します。

- (1) 雑誌スポンサー申込書における広告の内容等の記載は、事実と相違ありません。
- (2) 広告の内容に関し、法令等に違反する事実は一切ありません。
- (3) 宇土市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の規定を遵守します。
- (4) 掲載された広告の内容等に係る一切の責任を負います。

記

1 広告名称

2 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 広告に掲載を希望する雑誌

番号	雑誌名
1	
2	
3	
4	
5	

4 担当者及び連絡先

部署	
担当者名	
電話・FAX番号	
メールアドレス	

様式第2号（第7条、第10条関係）

第 号
年 月 日

様

宇土市教育委員会
教育長

宇土市立図書館雑誌スポンサー（決定・却下・取消・中止）通知書

年 月 日付けで申込みがありました宇土市立図書館雑誌スポンサーについて、下記のとおり（決定・却下・取消・中止）したので、宇土市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱（第7条第1項・第10条第3項）の規定により通知します。

記

1 広告名称

2 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 広告の掲載雑誌名と雑誌代金の支払先

番号	雑誌名	雑誌代金支払先
1		
2		
3		
4		
5		

4 「却下・取消・中止」の場合の理由

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条、第 1 0 条関係)